

# 平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給について

消費税率の引上げにより、低所得者に与える負担の影響を緩和するとともに消費の下支えの観点から、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や年金を含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者等を対象に障害者・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

## ★給付金の基準日、対象者の要件、給付額等

内 容	臨時福祉給付金	障害遺族年金受給者向け給付金
基 準 日	平成28年1月1日	平成28年1月1日
給付対象者の範囲	基準日において下諏訪町の住民基本台帳に記録されている人	・基準日において下諏訪町の住民基本台帳に記録されている人 ・臨時福祉給付金の対象者
税・所得要件	平成28年度分の住民税が課税されていない方(但し、住民税が課税されている人の扶養親族等である場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。)	平成28年度分の住民税が課税されていない方(但し、住民税が課税されている人の扶養親族等である場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。)
給 付 額	1人につき 3,000円	1人につき 30,000円
対 象 外	すでに年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を給付された方は、障害基礎年金または遺族基礎年金受給者向け給付金は受給できません。	
今後のスケジュール	・申請受付につきましては、平成28年9月中旬頃を予定しています。 ・支給につきましては申請書を受付後、審査終了次第、随時支給いたします。	

## 給付金詐欺にご注意を!

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111(内線121・122)

## 戦没者遺児の皆さんへ

## 「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」への参加募集のご案内

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的としています。

◇参加費 10万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料等は含まれておりません。

※参加費は、燃料費の高騰、円安等の諸般の事情により値上げする場合があります。

◇参加資格 戦没者の遺児 ※今回実施する地域以外の方は参加できません。

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切
フィリピン(1次)	平成28年11月4日(金)～11月11日(金)	120人	平成28年9月5日(月)
ソロモン諸島	平成28年11月19日(土)～11月26日(土)	20人	平成28年9月20日(火)
ミャンマー(1次)	平成28年11月28日(月)～12月7日(水)	60人	平成28年9月28日(水)
台湾・バシー海峡	平成29年2月1日(水)～2月7日(火)	15人	平成28年12月1日(木)
東部ニューギニア(2次)	平成29年2月4日(土)～2月11日(土)	42人	平成28年12月5日(月)
ミャンマー(2次)	平成29年2月14日(火)～2月23日(木)	60人	平成28年12月14日(水)
フィリピン(2次)	平成29年3月1日(水)～3月8日(水)	120人	平成29年1月10日(火)
中国	平成29年3月21日(火)～3月29日(水)	80人	平成29年1月23日(月)
西部ニューギニア	平成29年1月19日(木)～1月28日(土)	36人	平成28年11月21日(月)
ビスマーク諸島	平成29年2月4日(土)～2月11日(土)	36人	平成28年12月5日(月)
マーシャル・ギルバート諸島	平成29年3月11日(土)～3月19日(日)	36人	平成28年11月11日(金)

■問い合わせ 長野県遺族会事務局 電話026-228-0334

# 民生委員・児童委員の活動について

## ○民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います。（それぞれ担当区域をもって活動します）

- ・民生委員は非常勤の地方公務員です。
- ・任期は3年で、再任も可能です。
- ・無給のボランティアとして活動しています。

## ○主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。（担当区域はもちません）

～民生委員・児童委員はこんな活動をしています～

### 住民の相談・支援活動

#### ○見守り役として

高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。

#### ○行政などへのつなぎ役として

地域住民が抱える悩みや心配事などの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行います。

### 地域福祉活動

#### ○住民の居場所づくりや仲間づくり

高齢者や子育て支援を対象にしたサロン活動などに取り組みます。

#### ○地域の行事等への参加

地域行事や学校行事等へ参加し住民との交流を深めます。

### 関係機関・団体との連携

#### ○実態調査への協力

行政などの依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。

#### ○共同募金への協力

地域の福祉活動に活用される共同募金の呼びかけに協力します。

### 仲間同士の情報交換や研修

#### ○月1回の定例会議への参加

地域の民生委員・児童委員による月例の会議に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いを行います。

#### ○研修会への参加

必要な知識などを得るための研修に参加します。

※ご近所のことやご自身のことなどで、何か困ったことがあれば民生委員・児童委員にご相談ください。

## ◇民生委員・児童委員による災害活動について◇

近年、大規模な災害等が続いていますが、民生委員の基本的な災害活動について紹介します。災害の活動にも様々な区分等がありますので、概要のみ紹介します。

### 【平常時】

市町村行政と連携し、地域の多様な関係者と連携・協働を進め、支援体制の確立を図る。

- ・災害時要援護者の把握と支援体制づくり
- ・災害時要援護者の自助努力の支援
- ・地域の防災力向上への協力 など

### 【発災時】

民生委員自身と家族の安全確保を最優先としつつ、要援護者の安否確認等の活動に取り組む。

- ・要援護者の安否確認や避難支援活動
- ・避難所開設への協力 など

### 【発災後～】

避難所や仮設住宅などで生活をする要援護者の安否確認や孤立防止、コミュニティ維持などの活動に取り組む。生活の自力再建が困難な被災者に寄り添い、思いや願いを汲み取る。

※この民生委員の主な災害活動は、災害時に必ずこの支援ができるといったお約束をするものではありません。災害はいつ起こるか分かりませんので、普段から住民同士や行政、各種団体で災害に備えたネットワークの構築に努めましょう。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線122）